

電気通信事業分野における競争状況の評価に関する実施細目2010（案）

2010年12月

総務省

本実施細目は、「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」（2009年12月）を踏まえつつ、2010年度における「電気通信事業分野における競争状況の評価」（以下「競争評価」という。）の具体的な実施プロセス等の詳細を定めるものである。

1 2010年度競争評価の基本的な考え方**1-1 定点的評価**

定点的評価の対象は、2009年度に引き続き、①固定電話、②移動体通信、③インターネット接続及び④法人向けネットワークサービスの4領域とする。

1-2 戦略的評価

戦略的評価は、競争政策の展開との機動的な連携を図る観点から、特定のテーマに焦点を当てるものとして2006年度から実施しており、評価対象とする具体的テーマについては、本実施細目において定めるものである。

2010年度は、2009年度の戦略的評価「電気通信サービスに係る消費者選好の変化に関する経時的分析」にあるとおり、FTTHと3G携帯電話の両方を利用している利用者の割合が2005年度以降増加を続けている中（2005年度10%→2009年度56%）、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末が市場において注目され始めたことを踏まえ「携帯電話端末、スマートフォン、タブレットPCの需要代替性の調査」を取り上げることにする。

なお、評価結果については、定点的評価とともに、2011年6月目途で取りまとめ、意見招請を実施して最終的に確定する。

2 競争評価における透明性の確保

競争評価のプロセスについて、十分な透明性を確保するとともに、関係各方面の幅広い知見を反映させる観点から、実施細目及び評価結果について意見招請を実施するとともに、事業者説明会等を必要に応じて開催する。

また、競争評価に係る重要事項の決定については、学識経験者で構成する「競争評価アドバイザーボード」(2006年11月設置)における議論を踏まえることを原則とする。なお、本会合は原則公開とする。

3 情報収集

2010年度においても、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域を引き続きモニタリングすることを主眼として、利用動向調査を実施する。その手段として、2010年度もアンケート調査を採用する。また、事業者から新たに収集する情報については、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)等によって収集できるものを除いた情報を対象とし、2010年9月末時点のものを原則とする。

(1) 需要者(利用者)側からの情報収集

2010年度の情報収集は、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域の定点的評価については、必要に応じて、「情報通信白書」、「通信利用動向調査」、「電気通信サービスモニターに対するアンケート調査」、「情報格差是正に関する調査研究」等、総務省が実施している調査の結果を活用する。

また、戦略的評価については、迅速かつ柔軟な分析を行うために主としてWebアンケートを実施することを検討する。

(2) 供給者(事業者)側からの情報収集

2010年度は、これまでの競争評価の実績を踏まえ、「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域について、引き続きモニタリングすることを主眼とした情報収集を行う。また、戦略的評価のテーマについても、事業者等の協力を得ながら必要な情報収集に努める。

事業者等からの情報収集は、具体的には次のように行う。

- ① 報告規則において提出が義務付けられている情報については、新たに提出を求めない。

- ② 報告規則で不足する情報は、競争評価独自の調査として必要に応じて収集する。
また、関係事業者等からのヒアリング等も活用する。

4 市場の画定

2010年度においては、原則として従来の市場画定の結果を踏襲することとする(図1~4参照)。

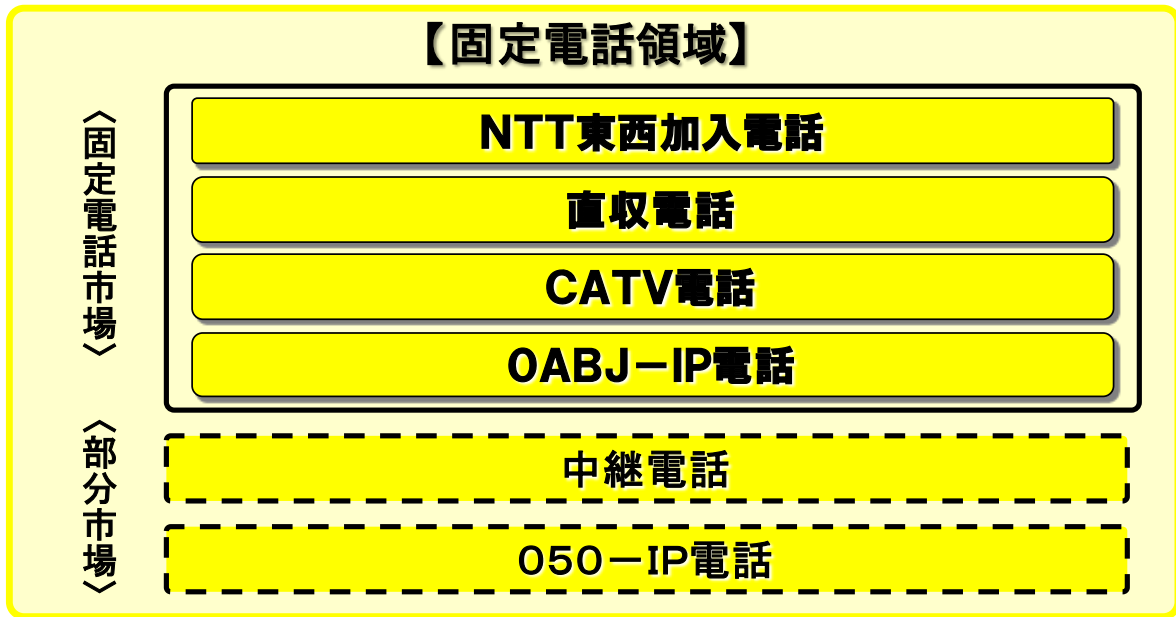
しかしながら、電気通信市場は、技術革新が急速であり、サービス市場の外郭を固定的・永続的とみることは競争状況を的確に把握する上で適当ではないことから、数年程度の比較的短い周期で市場画定の見直しを検討することが望ましい。

特に、昨今の電気通信市場を取り巻く環境を俯瞰すると、スマートフォン、タブレットPCといった新たな携帯端末の登場、BWA、ポケットWiFiなどの無線ブロードバンドサービスとともに、音声・動画プラットフォームや電子新聞・書籍等の新たな市場が世界的に形成されつつある中、電気通信市場における競争を的確に捉えるためには、従来のネットワークレイヤーのみならず、上位レイヤー(コンテンツレイヤー、プラットフォームレイヤー)や下位レイヤー(端末レイヤー)との関係について注視していくことが必要である。

以上のような市場の新たな展開を踏まえつつ、今後の市場画定の在り方についても併せて検討を行うものとする。

図1 固定電話領域の市場画定

<サービス市場>



<地理的市場>

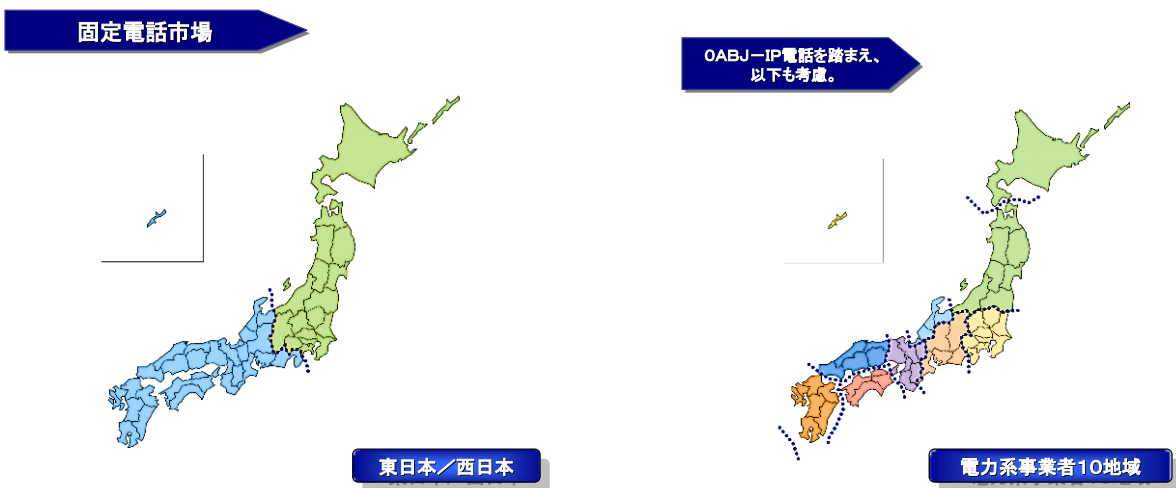
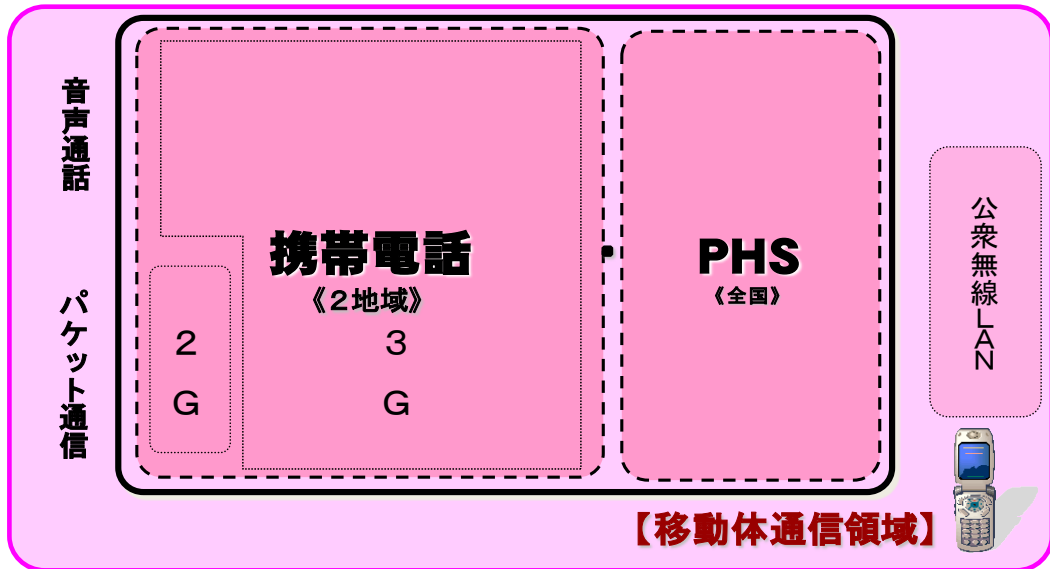


図2 移動体通信領域の市場画定

<サービス市場>

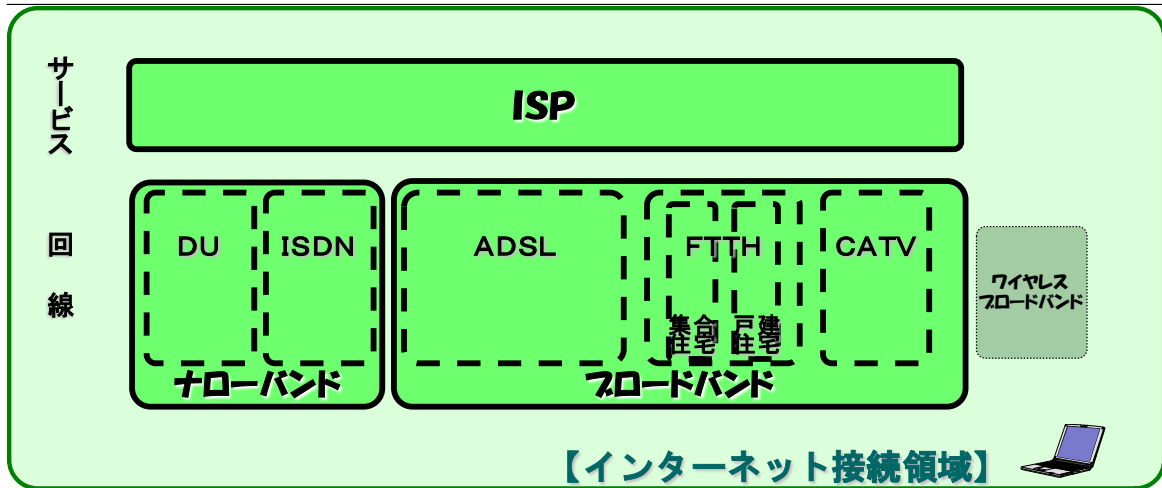


<地理的市場>



図3 インターネット接続領域の市場画定

<サービス市場>



凡例: 市場 | 部分市場 |

<地理的市場>

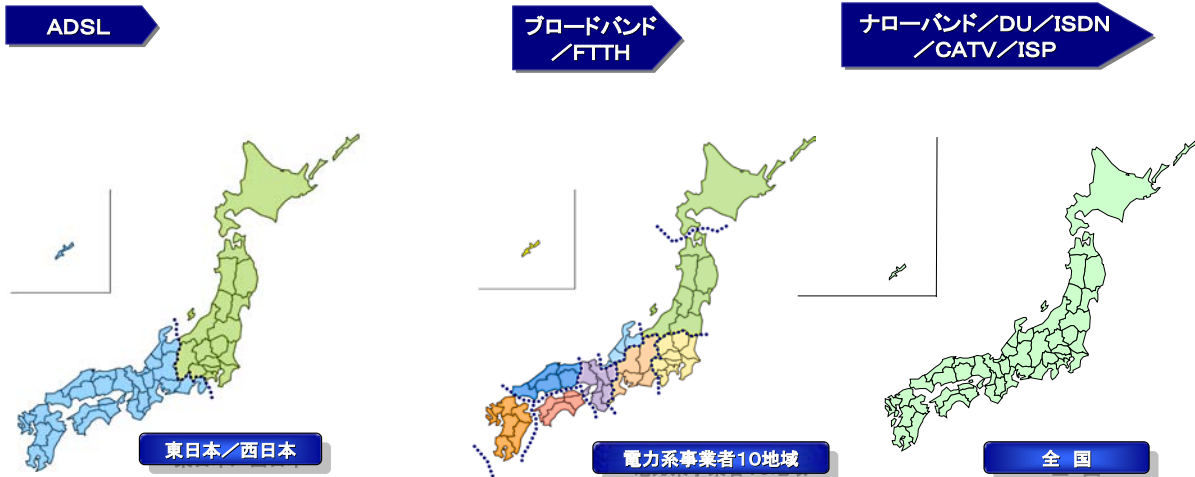


図4 法人向けネットワークサービス領域の市場画定

<サービス市場>



※ 地理的市場は、**全国**とする。

5 実施スケジュール

(1) 需要者(利用者)側からの情報収集

実施細目の決定を経て行う、Web アンケートについては、2011年2月を目途に実施予定。

(2) 電気通信事業者への情報提出要請

実施細目の決定を経て行う、関係する電気通信事業者に対する調査は2011年2月を目途に実施予定。追加的な調査を実施する場合は、必要に応じ個別に要請する。

(3) 公開会合の開催

実施細目、評価結果等の意見招請に伴い、競争評価アドバイザリーボードや事業者説明会を適宜開催する。開催内容の詳細については、その都度周知する。

(4) データの整理・公表

電気通信サービスの契約数及びシェアについては「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」として四半期ごとに公表する。

(5) 評価結果の公表

2010年度の評価結果(案)について、2011年6月を目途に公表し、意見招請を実施して、速やかに確定の上公表する。

需要者(利用者)側から収集する情報とその公表の取扱い

1 情報収集の基本的考え方

需要者(利用者)側から収集する情報は、利用者に対するアンケート調査によって、サービスや機能の需要の代替性に関する数量的な分析等を通じて市場の競争状況等を分析する際の一助とする。

なお、競争評価において収集した情報のうち、分析に使用しなかったデータであっても、競争評価の基礎資料として有効な場合があることに留意しなければならない。

2 情報収集の方法

郵送によるアンケートを実施するほか、必要に応じてWebアンケートを実施する。

3 収集した情報の取扱い

アンケート調査結果については、原則として公表するが、分析に使用しなかったデータや専門機関等と連携して収集したデータについては、非公表とする場合がある。

供給者(事業者)側から収集する情報とその公表の取扱い

1 情報収集の基本的考え方

「固定電話」、「移動体通信」、「インターネット接続」及び「法人向けネットワークサービス」の各領域等に関する情報を、事業者から収集する。

収集する情報は、報告規則によって収集される以外の情報を想定しており、最終利用者向けサービスに関する情報を原則としているが、その他可能な限り、当該最終利用者向けサービスの提供のために行われている事業者間取引についても、各事業者に対して提出を求める。

また、各サービスに関する情報だけではなく、隣接市場との関係に関する情報についても、各事業者に対して必要に応じて情報の提出を求める。

なお、競争評価において収集した情報のうち、分析に有用であった情報については、報告規則に定める等継続的な情報収集に資するようにする必要があるが、分析に使用しなかったデータであっても、競争評価の基礎資料として有効な場合があることに留意しなければならない。

2 報告規則に基づく情報(各事業者に提出を求めない情報)

報告規則によって各事業者から提出されている情報で、競争評価の分析に用いるものは、別表1のとおりである。

3 報告規則以外の情報(各事業者に提出を求める情報)

競争状況の分析を行うために必要な情報については、関係事業者の協力を得ながら情報収集を進めることを原則とする。なお、収集する情報の具体的内容については、別途提出様式において示す。

収集方法については、分析を行うために必要な調査内容等に応じ、調査票及びヒアリングを通じて関係事業者から情報を収集することとする。

(1) 固定電話に関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-1のとおりである。

(2) IP電話に関する情報

提出を求める具体的内容は、別表2-2のとおりである。

- (3) 携帯電話・PHSに関する情報
提出を求める具体的内容は、別表2-3のとおりである。
- (4) 公衆無線LANサービスに関する情報
提出を求める具体的内容は、別表2-4のとおりである。
- (5) MVNOが提供する移動電気通信サービスに関する情報
提出を求める具体的内容は、別表2-5のとおりである。
- (6) ADSLサービスに関する情報
提出を求める具体的内容は、別表2-6のとおりである。
- (7) FTTHサービスに関する情報
提出を求める具体的内容は、別表2-7のとおりである。
- (8) インターネット接続(ISP)サービスに関する情報
提出を求める具体的内容は、別表2-8のとおりである。
- (9) インターネットVPNサービスに関する情報
提出を求める具体的内容は、別表2-9のとおりである。

※ なお、別表中の「卸電気通信役務」とは、他の電気通信事業者へ電気通信事業の用のために提供する役務をいい、「相互接続」とは、接続点を責任分界点として、自らの電気通信役務を提供することをいう(現行の電気通信事業法における扱いと同義とする)。

4 収集した情報の取扱い

競争評価に用いる情報は、原則として、公表する。

ただし、情報を収集する際に、事業者から公表できない理由が付されて提出されたものについては、当該事業者からの同意が得られない限り非公表とする。

なお、競争評価を適切に実施するために公表が必要な情報であるにもかかわらず事業者から公表の承諾を得られないような場合には、承諾が得られないという事実を明確にする等、透明性の確保に努める。

別表1 報告規則に基づく情報(参考)

対象サービス	用いる情報
加入電話・ISDN	契約数 →都道府県別 通信量 →着信サービス別
携帯電話・PHS	契約数 →都道府県別 通信量 →着信サービス別 仮想移動電気通信役務提供事業者 →契約数
IP電話	利用番号数 →050、0AB～J番号別 通信量 →着信サービス別
インターネット接続サービス	契約数 →プラン別
FTTHアクセスサービス	契約数 →都道府県別、共同住宅等とそれ以外別、契約約款等に定める最大通信速度別
DSLアクセスサービス	契約数 →都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別
CATVアクセスサービス	契約数 →都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別
FWAアクセスサービス	契約数 →都道府県別、契約約款等に定める最大通信速度別
携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス	契約数 →全国計 仮想移動電気通信役務提供事業者 →契約数
携帯電話・PHSインターネット接続サービス	契約数 →全国計 仮想移動電気通信役務提供事業者 →契約数

IP-VPNサービス	端末回線数 →全国計、国内端末回線に限る
広域イーサネットサービス	端末回線数 →全国計、国内端末回線に限る
専用サービスの契約数	回線数 →都道府県別
公衆無線LANサービスの契約数	契約数 →全国計
加入者系伝送路設備の回線数	回線数 →単位指定区域別、種類別

別表2-1 加入電話(NTT加入電話・直収電話・CATV電話)・ISDN・中継電話

調査対象者	収集する情報
加入電話等を提供する電気通信事業者(自ら電気通信回線設備を設置して加入電話等を提供する者)	①契約数(H22. 3末(、H23. 3末)) →優先接続について、都道府県別かつ市内・市外・県外・国際の通話区分別契約数 ②接続料 →H21(、H22)年度の適用額 →料金設定、割引要因等、相対契約における接続料金の考え方

別表2-2 IP電話サービス

調査対象者	収集する情報
<p>IP電話サービス(※1)を提供する電気通信事業者(電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号の指定を受けているものに限る。)</p> <p>(※1)端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう(IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するものに限る。)</p>	<p>①IP電話のために付与している電気通信番号の数(H21.12末、H22.3末、H22.6末、H22.9末(、H22.12末、H23.3末))</p> <p>→050、0AB～J番号別の電気通信番号の数</p> <p>→そのうち、自ら最終利用者に対して付与する電気通信番号及び卸電気通信役務により他の電気通信事業者に付与する電気通信番号の別に再掲。</p> <p>②0AB～J番号の都道府県別利用番号数(H22.9末(、H22.12末、H23.3末))</p>

別表2-3 携帯電話・PHSサービス

調査対象者	収集する情報
<p>別表2-3(1)</p> <p>基地局を設置して携帯電話・PHSを提供する電気通信事業者</p>	<p>【携帯電話・PHSサービス全般】</p> <p>①契約数 →カード型端末向けプランの契約数(H20. 3末、H20. 6末、H20. 9末、H20. 12末、H21. 3末、H21. 6末、H21. 9末、(H22. 12末、H23. 3末))</p> <p>②接続料 →H19~21(22)年度適用額 →料金設定、割引要因等、相互接続料の考え方</p>
<p>別表2-3(2)</p> <p>基地局を設置して携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス(※2)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※2)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するものであって、その伝送方式にパケット伝送方式を用いるものをいう。</p>	<p>【携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス】</p> <p>①契約数 →四半期毎の定額制料金の契約数(プラン別、全国計)(H21. 12末、H22. 3末、H22. 6末、H22. 9末(、H22. 12末、H23. 3末)) →卸電気通信役務として他の電気通信事業者に提供した契約回線数(H22. 3末(、H23. 3末))</p> <p>②料金(料金プラン別)</p>
<p>別表2-3(3)</p> <p>基地局を設置して携帯電話・PHSインターネット接続サービス(※3)を提供する電気通信事業者</p>	<p>【携帯電話・PHSインターネット接続サービス】</p> <p>①ブラウザを搭載した携帯電話・PHS端末から接続可能な公式サイト数(H22. 9末) →総数 →カテゴリー(モバイルランキング、着メロ、ゲーム等)別の公式サイト数を再掲。</p>

(※3)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端がブラウザを登載した携帯電話又はPHS端末と接続されるものに限る。)及び当該ブラウザを用いてインターネットへの接続を可能とする電気通信役務をいう。

別表2—4 公衆無線LANサービス

調査対象者	収集する情報
<p>公衆無線LANアクセスサービス(※4)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※4)利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備(携帯電話及びPHS端末を除く。)と接続されるものに限る。)を用いてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介する電気通信役務をいう。</p>	<p>①都道府県別基地局数(H22. 3末、H22. 9末(、H23. 3末)) →設置場所(駅、飲食店、宿泊施設、公共施設、その他)別に再掲。</p> <p>②料金(料金プラン別)</p>

(注)NTT東日本の提供する「フレッツ・スポット」についても、「公衆無線LANアクセスサービス」とみなして収集する。

別表2—5 MVNOが提供する移動電気通信サービス

調査対象者	収集する情報
<p>MVNO(※5)</p> <p>(※5)既存の移動通信事業者(MNO)の提供する電気通信役務としての移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設・運用していない者</p>	<p>料金(料金プラン別、各プランのサービス概要)</p>

別表2-6 ADSLサービス

調査対象者	収集する情報
ADSLサービスを提供する電気通信事業者	<p>最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等(H22.9末)</p> <p>→加入者系における、所有又はIRU、相互接続並びに卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)による所有又は調達について、所有数又は調達先事業者の名称及び加入者系伝送路に係る調達数(回線数等、地域別)</p>

別表2-7 FTTHサービス

調査対象者	収集する情報
FTTHサービスを提供する電気通信事業者	<p>最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等(H22. 9末)</p> <p>→加入者系における、所有又はIRU、相互接続並びに卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)による所有又は調達について、所有数又は調達先事業者の名称及び加入者系伝送路に係る調達数(回線数等、地域別)</p>

別表2-8 インターネット接続(ISP)サービス

調査対象者	収集する情報
<p>インターネット接続サービス(※6)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※6)5万契約以上の電気通信事業者に限る。</p>	<p>最終利用者向けサービスを提供するためのネットワークを構築するための回線設置又は素材としての電気通信役務等の調達方法等(H22.9末)</p> <p>→加入者系における、所有又はIRU、相互接続並びに卸電気通信役務(旧電気通信事業法における業務委託、約款外役務を含む)による所有又は調達について、所有数又は調達先事業者の名称及び加入者系伝送路に係る調達数(回線数等、地域別)</p>

別表2-9 インターネットVPNサービス

調査対象者	収集する情報
<p>インターネットVPNサービス(※7)を提供する電気通信事業者</p> <p>(※7)自らVPN機器の設置、保守・管理を行うサービス及びVPN機器と機器管理システムの提供のみを行いユーザによる設置、保守・管理を可能とするサービスを対象とする。</p>	<p>端末回線数(H22. 3末、H22. 9末(、H22. 3末))</p>